

## 定例監査（施設等）の結果について

地方自治法第199条第1項、第4項の規定に基づく定例監査を尾花沢市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年10月27日

尾花沢市監査委員 丹川 弘 行

尾花沢市監査委員 笹 原 和 子

### 記

#### 第1. 監査の対象、監査の期日及び執行委員

監査の対象	監査の期日	執行委員
福原地区公民館 尾花沢地区公民館 玉野地区公民館 芭蕉、清風歴史資料館	10月2日（月）	丹川 弘 行
宮沢地区公民館 常盤地区公民館 中央診療所 文化体育施設 学習情報センター （市民図書館）	10月4日（火）	笹 原 和 子

#### 第2. 監査の範囲

令和4年9月1日から令和5年8月31日現在における財務事務及び関連事務事業の執行状況

#### 第3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

#### 第4. 監査の実施内容

尾花沢市監査委員条例第4条第2項の規定により通知し、資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、施設管理状況を現場確認しながら関係職員の説明を聴取する方法により監査を実施した。

#### 第5. 監査の結果

指摘事項はなく、おおむね適正と認める。